

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年3月7日(2022.3.7)

【公開番号】特開2021-74166(P2021-74166A)

【公開日】令和3年5月20日(2021.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2021-023

【出願番号】特願2019-201944(P2019-201944)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和4年2月25日(2022.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

主制御部と、

前記主制御部に接続される複数の機器中継部と、

前記主制御部又は前記機器中継部に接続された複数の入出力装置と、を備え、

前記主制御部は、接続中継部を介して試験装置に接続可能であり、

前記接続中継部は、第1接続中継基板と、第2接続中継基板とにより構成され、

前記第1接続中継基板は、レベル信号を中継し、

前記主制御部は、情報をコード化してコード信号として出力可能であり、

前記第2接続中継基板は、前記主制御部から出力されたコード信号を前記試験装置に出力 30

可能な信号に変換して前記試験装置に中継し、

前記第1接続中継基板は、前記複数の機器中継部が接続されることにより、前記複数の機器中継部の間で入出力される信号を前記試験装置に中継可能であり、

前記主制御部から前記第1接続中継基板に入力される信号は、前記複数の入出力装置を制御するために前記主制御部から出力される制御信号であり、

前記主制御部から前記第2接続中継基板に入力される信号は、前記試験装置に出力するために前記主制御部から出力される試験信号であり、前記主制御部が前記複数の入出力装置を制御するための制御信号を含まない

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

40

50

従来、中継基板を介して主制御基板を試験装置に接続可能な遊技機が特許文献 1 に提案されている。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【特許文献 1】特開 2003-210796 号公報

10

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上述したような従来の遊技機のように、遊技機と試験装置とを接続する場合、中継基板を介して接続するのが一般的だが、遊技性等の遊技機の仕様に応じた中継基板を用意する必要がある。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、遊技機の仕様が変わったとしても、中継基板を変更することなく、また、最低限の変更により試験装置と接続することが可能な遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明に係る遊技機は、

主制御部（主制御基板 71）と、

前記主制御部に接続される複数の機器中継部（キャビネット側中継基板 44、ドア中継端子板 68、リール中継端子板 74）と、

前記主制御部又は前記機器中継部に接続された複数の入出力装置（入出力装置 401 等）と、を備え、

前記主制御部は、接続中継部を介して試験装置（試験機 402）に接続可能であり、

前記接続中継部は、第 1 接続中継基板（IF1）と、第 2 接続中継基板（IF2）とにより構成され、

前記第 1 接続中継基板は、レベル信号を中継し、

前記主制御部は、情報をコード化してコード信号（シリアル信号）として出力可能であり、

前記第 2 接続中継基板は、前記主制御部から出力されたコード信号を前記試験装置に出力可能な信号に変換して前記試験装置に中継し、

前記第 1 接続中継基板は、前記複数の機器中継部が接続されることにより、前記複数の機器中継部の間で入出力される信号を前記試験装置に中継可能であり、

前記主制御部から前記第 1 接続中継基板に入力される信号は、前記複数の入出力装置を制御するために前記主制御部から出力される制御信号であり、

50

前記主制御部から前記第2接続中継基板に入力される信号は、前記試験装置に出力するために前記主制御部から出力される試験信号であり、前記主制御部が前記複数の入出力装置を制御するための制御信号を含まない構成を有している。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

10

本発明は、遊技機の仕様が変わったとしても、中継基板を変更することなく、また、最低限の変更により試験装置と接続することが可能な遊技機を提供することができる。

20

30

40

50